

教育職員免許状所持者の「単位の流用」について

教員免許状を所持する方が新たに別校種の教員免許状の取得を目指す場合、教育職員免許法施行規則第2条第1項備考第11から備考第13、第3条第1項備考6および第5条第1項備考4の規定(下の枠内に表記)により履修すべき単位を軽減する取得方法があります。本制度を「単位の流用」と称します。

第2条 第1項 (幼稚園教諭)備考

11.教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては6単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる(次条第1項及び第4条第1項の表の場合においても同様とする。)

12.教育の基礎的理解に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。))に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表(表の部分に限る。)を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。附則第10項の表備考第2号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。)の単位のうち、2単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位)までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる(次条第1項の表の場合においても同様とする。)

13.保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指

導法(情報通信技術の活用を含む。))に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表(表の部分に限る。)を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。)又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第1項、第4条第1項、第5条第1項の表(表の部分に限る。))を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。)の単位をもってあてることができる。

第3条 第1項 (小学校教諭)備考

6.各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもってあてることができる。

第4条 第1項 (中学校教諭)

第5条 第1項 (高等学校教諭)備考

4.教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。